

税法の改正法案（RUU HPP）骨子

2021年10月7日に税制改正法案が国会で承認されました。今回は本法案の主な内容についてご紹介いたします。

1. 国税通則法（KUP）関連

- 個人納税者に対して NIK(住民登録番号)を NPWP(納税者番号)として使用(KUP 法第2条(1a))
- SPT(年次申告書)に関する虚偽の表示について自主申告できるタイミングを「SKP(税務査定書)発行まで」から「SPHP(税務調査結果通知書)発行まで」へ改正 (KUP 法第8条(4))
これにより、政令2011年第74号との不一致が解消されています。
- KUP 法第13条で規定されている SKPKB(納税不足額更正通知)発行時の行政処分の一つである増額制裁の計算料率の緩和 (VAT100%⇒75%等) (第13条(3)変更、(3b)(3c)新設)
- 国家間の徴収共助規定の新設 (第20A条新設)
- 異議申立及び控訴に関連する行政処分(罰金)の軽減
 - ・ 異議申立(Keberatan)で却下された部分につき、未納額×30%の罰金(現法は50%)(KUP 法第25条(9))
 - ・ 税務裁判所に控訴の場合で敗訴した場合、未納額×60%の罰金(現法は100%)(KUP 法第27条(5d))
- 相互協議(MAP)に関して条文として新設 (KUP 法第27C条新設)

- 納税者の代理資格の明確化(KUP 法 32 条(3a))
- 居住に関するデータベースと課税データベースの統合に関連するデータ等の政府機関相互間でのデータ利用の推進(KUP 法第 44E 条)

2. 所得税法 (PPh) 関連

- 損金算入可能な特定の現物支給についての文言が追加され、現物支給の対象者においては非課税所得として扱われる(所得税法第 4 条(3)d,第 6 条(1)n)。詳細は政令(PP)で規定される見込みです。
- 個人事業者の所得のうち非課税となる年間売上高の上限が 5 億ルピアと設定 (所得税法第 7 条(2a)、(3))

詳細は財務大臣規則(PMK)で規定される見込みです。

- 耐用年数が 20 年を超える建物について、20 年又はそれ以上の企業が採用する耐用年数を用いて減価償却を計算することが許容されます(所得税法第 11 条(6a))。詳細は政令(PP)で規定される見込みです。
- 現行法では 2022 年度より法人税率は 20%とするとされていましたが、改正法案では 2022 年度から 22%の法人税率とするとされています(所得税法第 17 条(1)b)
- 国際課税に関する二重課税の回避と脱税の防止、税源浸食と利益移転の防止、税務情報の交換及び徴収共助について明文化されました(所得税法第 32A 条)。
- 多国間協定に参加するインドネシア政府の権限の拡大(所得税法第 32A 条)
詳細は政令(PP)で規定される見込みです。
- 個人所得税の累進課税の改正：第 17 条

所得の範囲		税率
現行の所得税	改正法案	
5,000万ルピア以下	6,000万ルピア 以下	5%
5,000万ルピア超2億5,000万ルピア以下	6,000万ルピア 超2億5,000万ルピア以下	15%
2億5,000万ルピア超5億ルピア以下	2億5,000万ルピア超5億ルピア以下	25%
5億ルピア超	5億ルピア超 50億ルピア 以下	30%
—	50億ルピア 超	35%

(注)赤字は改正点

3. 付加価値税法(PPN)関連

- 生活必需品、教育サービス、医療サービス等を VAT の非課税取引とするネガティブリストから削除し、VAT が免除となる対象に追加し (付加価値税法第 4 A 条(3)から削除、第 16B 条(1a)に追加)、免除対象の説明を付記しています。
- 2022 年 4 月 1 日以降、付加価値税(VAT)の税率を現行の 10%から 11%とし、遅くとも 2025 年 1 月 1 日に 12%の税率を適用するとしています(付加価値税法第 7 条(1))。
- 特定の課税対象の商品またはサービスからの VAT 徴収について簡素化(付加価値税法 9A 条)

当該規定は売上高に対する一定税率を適用するスキーム等が見込まれます。

なお、当該 VAT 関連の諸規定の詳細は財務大臣規則で定められる見込です(付加価値税法 16G 条)。

4. 純資産の自主開示プログラム (PPS)

	条件 1	条件 2
対象	タックスアムネ스티制度(法律2016年11号に基づく)を利用した個人及び法人納税者	個人納税者
報告対象となる資産	<ul style="list-style-type: none"> 1985年1月1日から2015年12月31日に取得した資産 2016年11号法律に基づくタックスアムネ스티において申請されていない資産 税務当局により未申告であることを指摘されていない資産 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年から2020年度に取得した資産 2020年12月31日時点で保有している資産 2020年度の所得税申告書で報告していない資産
適用税率	報告する純資産価値の6%~11%	報告する純資産価値の12%~18%

自主開示プログラムの詳細については、財務大臣規則(PMK)で定められる見込です。

5. 炭素税

炭素排出量に対して、二酸化炭素換算(CO₂e)1 キログラムあたり 30 ルピアの炭素税が課されるとされています。

今後、法律および関連規則が公布されましたら、ニュースレターにて解説いたします。



本件に関するご質問又はご相談(会計監査、各種コンサルティング)等がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

hirofumi.miyoshi@crowe.id

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

hisae.miyoshi@crowe.id